

第1 自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に関する基本的な事項

- 1 消防の広域化の必要性
 - ・課題
将来人口の減少による財政運営面への影響や、消防団員の担い手の不足など将来的には、十分な消防体制の確立が困難な状況が懸念される。
 - ・必要性
消防の広域化は、行財政上の様々なスケールメリットを実現する上で有効な一つの方策。消防の広域化により、持続可能な消防体制の確立を目指す。
- 2 消防の連携・協力の必要性
 - ・課題
消防の広域化には、組織の統合に向けた調整等が必要。持続可能な消防体制の確立、地域の安全安心の確保
 - ・必要性
消防の広域化が困難であっても、消防事務の一部を連携・協力することにより、消防力の強化が可能であり、指令センターの共同運用等の推進が必要
- 3 消防の広域化及び連携・協力の推進に向けた考え方
 - ・まずは、指令センターやはしご自動車の共同運用等の消防の連携・協力を推進
 - ・消防の連携・協力の関係性を基礎として、将来に向けて段階的に広域化を検討
 - ・計画の期限は、令和6年4月1日
 - ・計画期限内で市町村等の組み合わせが具体化した場合は、計画改正し対応

第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

- 1 市町村の消防の現状
 - ・10本部中、9本部が管轄人口10万人未満の小規模消防本部
- 2 消防需要の動向
 - ・平成30年までの10年間の各消防本部の火災、救急及び救助の発生状況の推移
- 3 市町村の消防の将来見通し
 - ・将来推計人口は、10年後に県全体で約1割減少、20年後には約2割が減少し、財政的に厳しさが増すことから消防体制の確保が困難となることが懸念
 - ・救急搬送人員は、10年後にピークを迎え、その後の10年も高止まりの傾向が見込まれる。

第3 広域化対象市町村の組み合わせ及び連携・協力対象とする消防事務・市町村の組み合わせ

- 1 将来に向けた消防の広域化の必要性、広域化対象市町村及び消防広域化重点地域について
 - ・県内では9消防本部が小規模消防本部（管轄人口10万人未満）であり、人口減少による消防財政への影響を踏まえ、将来に向けた消防の広域化の検討が必要
 - ・本計画では、地域の事情を十分に考慮しつつ、連携・協力の関係性を基礎として、将来に向けて段階的に広域化を検討
- 2 消防の連携・協力の対象とする消防事務・市町村の組み合わせについて
 - ・指令センターの共同運用は、大規模災害時における効果的・効率的な応援体制の確立や、住民サービスの向上はもとより、財政的・人的なメリットがあることから、各消防本部における機器等の更新時期を踏まえ、関係する機関が実現に向けた検討を進めていく。
 - ・はしご自動車の共同整備も車両の購入費・維持管理費を効率化できることから、更新時期や地理的な隣接状況を踏まえ、関係する機関が実現に向けた検討を進めていく。
 - ・計画期限内で消防の連携・協力に向けた取組みが具体化した場合は、計画を改正し、連携・協力対象市町村等に指定する。

第4 自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力を推進するために必要な措置に関する事項

- 1 県のリーダーシップ
 - ・県は、消防の広域化及び連携・協力を推進するため、市町村間の調整、県民及び関係者への情報提供・普及啓発等を行うことにより、市町村の取り組みを積極的に支援
- 2 国の財政措置
 - ・消防の広域化、連携・協力の実施に関する県や市町村への財政支援
- 3 国の財政支援充実への要請
 - ・消防の連携・協力等の取り組みに対し、国が財政支援を充実させるよう、県独自に要請活動を行うとともに、全国消防防災・危機管理部局長会等を通じて、他の都道府県とも連携して強力に要請

第5 広域化後及び連携・協力後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

- 1 広域化後の消防の円滑な運営の確保等に関する基本的な事項
 - ・広域化対象市町村は、広域化後の消防の円滑な運営を確保し、きめ細やかな消防力を維持するため、広域消防運営計画を定めることが必要
 - ・関係市町村間で広域化の方式、経費負担のルール等について十分に協議
- 2 連携・協力後の消防の円滑な運営の確保等に関する基本的な事項
 - ・連携・協力対象市町村は、消防の連携・協力の円滑な実施を確保し、きめ細やかな消防力を維持するため、連携・協力実施計画を定めることが必要
 - ・対象市町村間の協議が円滑に行われる方式（連携協約や事務委託等）を選択することが必要

第6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 1 消防団との連携の確保
 - ・広域化後及び連携・協力後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要
- 2 市町村の防災・国民保護担当課との連携の確保
 - ・広域化後及び連携・協力後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当課との緊密な連携の確保が必要

財政的・人的なメリットがあると考えられ、今後検討を進める上で参考となる指令センターの市町村等の組み合わせ（例示）

- ア 全県1 消防共同指令センター イ 国中1 消防共同指令センター ウ 東部1 消防共同指令センター



エ アからウ以外にも市町村等が推進する消防共同指令センターの組み合わせが可能

はしご消防自動車の共同整備の組み合わせ

はしご自動車の更新時期や地理的な隣接状況を踏まえ、既に一部の消防本部間において、取組みの可能性を模索しており、こうした議論を深めるとともに、他の消防本部間にも波及させていく。